

(別記様式5)

群馬県勤労福祉センター指定管理者評価委員会の令和2年度評価結果概要

1 評価委員会の概要

(1) 評価対象施設

施設名	指定管理者名	指定期間
群馬県勤労福祉センター	(公財)群馬県勤労福祉センター	R2.4.1～R7.3.31

(2) 評価委員の構成

委員名	役職等	備考
紺 正行	弁護士	
針谷 光秋	日本公認会計士協会東京会群馬県会監事	
丸橋 正幸	群馬県中小企業診断士協会顧問	
今井 昌子	群馬県社会保険労務士会前橋支部顧問	
寺村 裕司	群馬労働基準協会連合会専務理事	

※ 備考欄には前回選定委員等、その他の情報を掲載する。

(3) 評価委員会の開催状況(令和2年度評価分)

回数	日時	場所	内容
第1回	令和3年3月22日(月) 10:00～12:00	群馬県勤労福祉センター 特別会議室	・施設実地調査及び指定管理者ヒアリング

※ 内容欄には「〇〇〇ホール現地調査及びヒアリング」等、当日の議事内容の項目を掲載する。

2 評価結果

(1) 評価基準

A (優良)	・事業計画、仕様書等の内容を上回る成果、実績がある。 又は ・おおむね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績があり、かつ、施設の設置目的及び指定管理業務の目的達成に向けて非常に努力している。
B (良好)	・おおむね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績がある。 又は ・成果、実績が事業計画、仕様書等の内容を一部下回っているが、サービス向上のための取組や課題等の改善を積極的に行っている。
C (要努力)	・おおむね事業計画、仕様書等どおりの成果、実績は出ているが、管理運営に一部適正を欠く事項がある、又は積極的な取組が不足している。 又は ・管理運営において工夫改善の必要な事項が散見される。
D (要改善)	・事業計画、仕様書等の内容の重大な不履行がある、又は非常に不適切な管理運営が見られる。

※ 評価委員会で別の基準を定めた場合は適宜修正する。

(2) 評価結果一覧

施設名	群馬県勤労福祉センター		
総合評価	A		
評価項目	管理運営体制	A	
	施設等維持管理	A	
	サービス提供内容	A	
	サービス向上の取組	B	

※ 評価項目は施設及び利用の形態に応じて、評価委員会において定める。

(3) 施設ごとの結果概要

ア 群馬県勤労福祉センター 総合評価 A

総合評価の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 施設が古くなっているので、修理の徹底を図ってほしい。 体育施設は常連の方たちが多く、広く活用してもらうための対策が必要ではないか。 利用者とのコミュニケーションがとれている様子がよくわかった。
評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> 古い建物ながら清掃がゆきとどいている。 インターネット環境などリモート対応が可能であるところは重要である。 新型コロナウイルス感染症拡大の中でよく工夫されている。
改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の白線スペース表示を計画的に塗り直すことを提案する。 テニスコートの新たな活用方法の検討が必要ではないか。 テニスコートが使用できないことの周知や、テニスコートの安全管理が不十分であると感じた。 和式トイレについて、予算の問題はあるが、対応できれば利用者へのサービス向上に寄与すると思われる。

・管理運営体制に関する細目評価結果

項目	管理運営体制	細目					
		人員配置	連絡体制	非常時の対応	防災・安全対策	職員研修教育計画	
評価	A	A	A	A	A	A	

※ 細目は施設及び利用の形態に応じて、評価委員会において定める。
 (例)建物、施設別(〇〇棟、〇〇広場等)、業務の性質別(清掃、施設修繕、植栽管理等)

・施設等の維持管理の状態に関する細目評価結果

項目	施設等維持管理状態	細目				
		施設の清掃	施設・設備保守点検	施設・設備等の修繕	外構等管理状況	安全管理
評価	A	A	B	A	A	B

※ 細目は施設及び利用の形態に応じて、評価委員会において定める。
 (例)建物、施設別(〇〇棟、〇〇広場等)、業務の性質別(清掃、施設修繕、植栽管理等)

・サービスの提供内容に関する細目評価結果

項目	サービス提供内容	細目				
		接客態度	服装・名札着用	事業計画に沿った実施	事業の創意工夫	利用者数稼働率
評価	A	A	A	A	A	B

※ 細目は施設及び利用の形態に応じて、評価委員会において定める。
 (例)場所別(受付、案内表示、解説、展示内容等)、業務の性質別(〇〇事業、〇〇相談等)

・サービス向上の取組に関する細目評価結果

項目	サービス向上の取組	細目				
		利用受付窓口の工夫	苦情処理	目標設定事後評価	広報利用促進	自主事業
評価	B	A	B	B	B	B

※ 細目は施設及び利用の形態に応じて、評価委員会において定める。
 (例)場所別(受付、案内表示、解説、展示内容等)、業務の性質別(〇〇事業、〇〇相談等)